

議員提出第3号議案

足立区小中学校等入学祝金の支給に関する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成20年2月21日

提出者

足立区議会議員	さとう	純子
同	鈴木	けんいち
同	ぬかが	和子
同	大島	芳江
同	伊藤	和彦
同	針谷	みきお
同	橋本	ミチ子
同	浅子	けい子

足立区議会議長 加藤和明様

(提案理由)

学齢児童又は学齢生徒となる者を扶養している保護者に対し、入学祝金を支給することにより、入学を祝い、子育て家庭の就学準備を支援するとともに児童生徒の健全な育成を助長するため、本案を提出する。

足立区小中学校等入学祝金の支給に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、学齢児童又は学齢生徒となる者（以下「児童生徒」という。）を扶養（監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。）している保護者に対し、入学祝金（以下「祝金」という。）を支給することにより、児童生徒の小中学校等への入学を祝い、子育て家庭の就学準備を支援するとともに児童生徒の健全な育成を助長し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童生徒を扶養する父若しくは母又は父母に扶養されない児童生徒を扶養する者をいう。
- (2) 小中学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校及び中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。

(支給対象)

第3条 祝金は、足立区内に住所を有し、小中学校等に入学する児童生徒の保護者に対し支給する。

(申請)

第4条 前条の規定に該当する者が祝金の支給を受けようとするときは、別に定める様式による申請書を足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

(祝金の支給決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき、祝金の支給を決定し、当該申請をした保護者に通知するものとする。

(祝金の額)

第6条 祝金の額は、児童生徒となる者1人当たり1万円とする。

(祝金の支給時期)

第7条 祝金は、児童生徒が小中学校等に入学する年の1月から入学する日の属する月までの間に支給する。

(保護者の責務)

第8条 祝金は、第1条の目的を達成するために支給されるものであって、その支給を受けた保護者は、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(祝金の返還)

第9条 偽りその他不正の手段により祝金の支給を受けた者があるときは、教育委員会は、当該祝金をその者から返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成20年4月1日以降に小中学校等に入学する児童生徒の保護者について適用する。